令和8年度 指定障害福祉サービス事業者等

集 団 指 導 資 料

～適正な事業運営と最新制度改定・法令遵守に向けて～

【主 催】枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課（障害福祉事業者係）

【実 施】令和8年11月

※管理者は本資料を必ず全職員に周知し、日常の適正な運営に活用してください。

構成一覧（目次）

■ **第1章：令和8年度 障害福祉サービス等報酬改定の再確認**
基本報酬・処遇改善加算・就労継続支援B型・就労移行体制加算の適正運用（6月適用済事項の再周知）

■ **第2章：こども性暴力防止法（日本版DBS）への対応**
令和8年12月25日施行に向けた4つの必須措置、前科照会手続き、就業規則等の改定準備

■ **第3章：人員基準・資格要件の経過措置と適正配置**
心理担当職員資格要件の経過措置［R9.3.31期日］、サビ管・児発管の研修期限管理

■ **第4章：業務管理体制の届出（移管）及び就労会計**
自治体跨ぎの移管届出漏れの防止、就労支援事業会計の区分経理

■ **第5章：枚方市指導監査指針の改正と「運営指導」における留意事項**
「運営指導」への改定と事前準備、運営規程・契約手続、BCP、安全計画、虐待防止、身体拘束等適正化

■ **第6章：令和9年度　障害福祉サービス等報酬改定について**
次期改定に向けた事前準備

📌 **【受講上の留意点】各章の内容を確認し、関係職員全員で周知徹底を図ってください。**

令和8年度 障害福祉サービス等報酬改定の概要（6月適用済）

■ 改定の基本方針と構造見直し（6月適用済）

- 障害福祉分野における持続可能なサービス提供体制の確保
- 福祉・介護職員等の確実な処遇改善とキャリアアップ支援の推進
- 経営実態に応じた基本報酬の見直し及び適正化の推進（対象：就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）

■ 事業者における運用の再点検・確認事項

- 6月適用開始後の新基本報酬単価・算定区分の再確認
- 自事業所の算定区分及び該当加算の適正性に関する定期的な点検
- 給付費請求システム・請求ソフトの設定及び給付実績の適正確認

👍 **【適正運用の徹底】6月より適用されている報酬改定について、現在の算定区分及び給付費請求に誤りがないか改めて確認してください。**

福祉・介護職員等処遇改善加算の算定・運用の再確認

■ 対象サービスの拡大（6月新設）

- 計画相談支援・障害児相談支援等への加算新設（6月適用済）
- 相談支援専門員の処遇向上及び人材確保を強力に推進
- 地域共生社会の実現に向けた相談支援基盤の強化

■ 新区分の創設や、算定・賃上げ要件の継続管理

- 生産性向上や協働化に取り組む事業者への評価上乗せ
- 6月以降の月額賃金の確実な引き上げ及び配分ルールの遵守
- 実績報告書及び賃金改善計画書・関係記録の整備・保存の徹底

📌 **【再周知・継続管理】6月より取得している新設加算等について、配分ルールや関係書類の保管状況を定期的に点検してください。**

就労継続支援B型における基本報酬区分等の運用再確認

■ 平均工賃実績に応じた基本報酬区分の臨時改定（6月適用済）

- 平均工賃実績に基づく基本報酬区分の改定・適正算定
- 目標工賃達成に向けた取り組みと実績の適正評価
- 改正告示と届出に基づく正しい単位数の適用継続

■ 経過措置及び配慮措置の適用状況

- 激変緩和に向けた経過措置算定ルールの確認・管理
- 生産活動実績及び工賃支払状況に関する正確な記録の保管
- 利用者の意向及び作業内容の適正なマッチング

💡 **【適正算定】改正告示に基づく最新の単価表を確認し、過誤請求が発生しないよう留意してください。**

就労移行支援体制加算の算定要件と適正運用の徹底

■ 就労移行支援体制加算の対象者・算定要件

- 対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護等
- 対象者要件：該当事業所の利用者が一般就労に移行し、同一企業等に6か月以上継続して就労・定着していること
- 必要書類・確認根拠：雇用契約書、労働条件通知書、在職証明書、賃金台帳、訪問支援記録等の客観的証拠の保存必須
- 算定要件：前年度等の移行実績に基づき規定の加算区分を算定

■ 令和8年度改定及び不適正算定に対する指導方針

- 算定上限の設定：1事業所あたりの年間算定人数に**定員枠に応じた上限**を設定（過大・不適正算定の防止）
- 不適正算定の防止：定着確認・支援記録の作成・保管を欠いた状態での不適切な算定を厳禁
- 厳格な対応：実績の架空計上や要件不備が判明した場合、過去に遡及して加算の返還請求及び行政処分・指導の対象
- 点検の徹底：算定要件を満たす客観的な根拠資料を常時提示できるよう整備

⚠ **【厳格遵守】一般就労への移行及び定着実績の客観的根拠資料を確実に確認・保存し、適正な加算算定を徹底してください。**

こども性暴力防止法（日本版DBS）の概要と対象事業

■ 法律の目的と施行日

・ こどもを性暴力等から守り、安全な環境を確保する法律

・ 施行日：2026年（令和8年）12月25日施行

・ 対象事業に**従事者の性犯罪前科確認等を義務付け**

■ 対象事業の分類

•義務対象事業：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

•こどもと接するすべての業務従事者が対象

※認定対象事業（申請により適用）：居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所

🛡️ **【基本方針】こどもの安全確保は最優先課題です。制度概要を正しく把握し準備を進めてください。**

事業者に求められる4つの必須措置

1. 安全確保措置（初犯防止対策）

・服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発
・性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等
・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）
・対象業務従事者への研修
・被害が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

2. 安全確保措置（再犯防止対策・犯罪事実確認）

・特定性犯罪前科の有無の確認
・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
・確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認

3. 安全確保措置（防止措置）

・従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（こどもと接する業務に従事させないなど）を講じなければならない。
・特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

4. 情報管理措置

・犯罪事実確認記録等の適正な管理
・犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止
・犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告
・犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去
・情報の秘密保持義務

📌 **【必須対応】令和8年12月25日の施行に向け、4つの措置を網羅した社内体制を構築してください。**

性犯罪前科照会手続き（こまもろうシステム）の運用フロー

■ 照会手続の実施ステップ

①事業者からこども家庭庁に申請
②戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
③こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
④法務省からこども家庭庁に回答
⑤こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

※いずれも「こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）」で行います。詳しくはこども家庭庁のホームページをご確認ください。

■ 情報管理とプライバシー保護

・犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
・犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
・犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定する。
・こまもろうシステムでのみ犯歴情報を扱う。
・犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。
・万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、こども家庭庁に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

💡 【実務上のポイント】様式やシステム操作権限について、施行前に関係部署で標準化しておいてください。

令和8年12月25日施行に向けた事業者準備事項

■ システム登録関連

・GビズIDの取得

・事業者情報登録

・権限設定の準備→権限設定

■ 犯罪事実確認・防止措置

・制度について従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

・対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

・就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

・採用募集要項等の見直し

・採用課程での性犯罪前科の事前確認

■ 安全確保措置

・体制整備（相談窓口設置・周知等）

・性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

・従事者向け研修の計画策定・実施

・児童等・保護者向け周知・啓発

■情報管理措置

・情報管理規定の作成、規定に沿った情報管理体制の整備

・情報管理担当者向け研修の実施

■その他

・労働者派遣契約等を行っている場合、各措置の役割分担を派遣元と確認してください。

・こども家庭庁等からの事業所向け研修の受講

🚀 法律施行日（令和8年12月25日）に間に合うよう、計画的に進めてください。

こども家庭庁の該当HP

1. システム登録関連

・Gビズidの取得、事業者情報登録

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/matometouroku

・権限設定の準備、権限設定

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic page/field ref resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/d6d50e73/20260828 councils koseibo-jumbi 4cef2a90 28.pdf

2.犯罪事実確認・防止措置

・制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）

・対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

・就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

・採用募集要項等の見直し

・採用過程での性犯罪前科の事前確認

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata

3. 安全確保措置

・体制整備（相談窓口設置・周知等）

・性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata

・従事者向け研修の計画策定・実施

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya

・児童等・保護者向け周知・啓発

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata

4. 情報管理措置・その他

・情報管理規定の作成、規定に沿った情報管理体制の整備

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/hinagata

・情報管理担当者向け研修の実施

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

・事業者向け研修の受講

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jigyousya

心理担当職員の資格要件見直し（経過措置への対応）

■ 見直しの内容（令和8年2月1日適用済）

- 対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス等
- 資格要件：「公認心理師」「臨床心理士」「臨床発達心理士」等
- 無資格者は「心理学専修＋上記の資格要件と同等以上の能力を有することが分かる証明（**事業者や企業等の証明は不可**）」が必要

■ 経過措置期間と事業者の対応

- 経過措置期間：<u>令和9年3月31日まで</u>
- 期間内に有資格者の配置又は要件充足に向けた受講計画を策定
- 要件未達成により加算区分が変更になる場合は変更届出が必要

💡 【経過措置の管理】令和9年3月31日までの経過措置期間終了を見据え、計画的な人材配置を行ってください。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件管理

■ 研修制度の概要と更新期日

- サビ管・児発管の配置要件：実践研修・更新研修の定期受講
- 5年ごとの更新研修受講義務（**未受講時は配置要件を喪失**）

※その他、実務経験要件及び「みなし配置」の適用ルールの遵守

■ 未受講・資格喪失によるペナルティ

- 研修未受講のまま配置を継続した場合：**人員基準欠如減算等の対象**
- 減算期間の発生及び過去に遡っての**給付費の返還リスク**
- 法人内での研修受講期日のデータベース管理を徹底

⚠ **【厳格管理】サビ管・児発管等の受講修了証の期限を必ず把握し、受講漏れを未然に防止してください。**

業務管理体制の「移管」手続き（自治体跨ぎの注意点）

■ 業務管理体制届出の基本ルール

- 指定事業者全体としての法令遵守体制を届け出る制度
- 事業所の規模（数）及び開設地域に応じて届出先自治体が変化
- （厚生労働省、都道府県、指定都市、中核市など）

■ 事業所開設・廃止に伴う「移管」手続き漏れ防止

- 自治体（市町村等）を跨ぐ新規開設・廃止時に発生
- 届出先が変更になる場合：**「旧届出先」と「新届出先」の双方へ届出が必要**
- 届出漏れは行政指導及び確認調査の対象

📌 **【手続きの徹底】事業所の新規・廃止・移転の際は、業務管理体制の届出先変更が必要か必ず確認してください。**

就労支援事業会計の区分経理とガイドラインの徹底

■ 区分経理の徹底原則

- 「福祉事業活動（報酬等）」と「生産活動（作業収入）」の厳格な区分
- 生産活動に係る経費を福祉事業会計から充当することは原則禁止
- 『就労支援事業会計の運用ガイドライン』に基づいた適正処理

■ 工賃・賃金の適正支払と指導ポイント

- 生産活動収入から必要な経費を控除した全額を工賃・賃金として支払
- 工賃支払実績等の利用者への通知及び都道府県への報告義務
- 会計区分の誤りは適正運営の重大な支障となる

💡 **【会計遵守】ガイドラインに沿った区分経理を行い、計算書類等をいつでも提示できるよう整備してください。**

枚方市指導監査指針の改正概要(「運営指導」への変更)

■ 指針改正の背景と「運営指導」の定義

- 従来の「実地指導」から「運営指導」へ名称・運用を改定
- 法令遵守・適切な給付・サービスの質確保が主目的

■ 運営指導の主な実施形態

- 1. 施設・事業所への現地訪問による指導
- 2. 事前提出書類による確認

👍 【指導方針】指針改正に基づき、日頃からの適正な事業運営と帳票管理の徹底をお願いします。

運営指導における事前準備と関係書類の整備

■ 事前準備及び関係書類整備の徹底

- 通知を受けてから慌てるのではなく、平時からの帳票管理が重要
- 人員配置、運営基準、報酬算定の根拠資料を常時整理
- 運営規程、重要事項説明書、個別支援計画等の整合性確認

■ 運営指導当日の対応と改善指導

- 当課からの質問に対する適切な説明と資料の提示
- 指摘事項があった場合は、速やかな改善及び「改善計画書」の提出
- 指摘事項の社内共有及び再発防止策を講じての運用

📌 **【遵守事項】すべてのサービスにおいて、法令及び指針等に沿った正確な記録・保存を徹底してください。**

運営規程の整備及び適正な契約・支援計画の作成

■ 運営規程及び重要事項説明書の正確な整備

- 運営規程・重要事項説明書の記載漏れ・改定遅れの防止
- 営業日・営業時間、受領する費用の種類及びその額、職員配置等の実態との整合性
- 料金変更・制度改正に伴う重要事項説明書の改定と再同意

■ 契約手続及び個別支援計画の作成

- サービス提供開始前の契約締結及び交付
- アセスメント・サービス担当者会議・計画作成・同意・交付・モニタリングの周期遵守
- サービス提供記録の具体的記載（毎日の実施状況・状態変化等）

👍 **【基本遵守】運営規程と実態が一致しているか、個別支援計画のプロセスが守られているか点検してください。**

業務継続計画（BCP）の運用・研修・訓練及び安全管理の徹底

■ 業務継続計画（BCP）の運用と定期的な研修及び訓練の実施

- 感染症BCP及び自然災害BCPの策定・全職員への周知・定期的な見直し
- 全職員を対象としたBCP研修及び訓練（シミュレーション）の定期実施（各年1回以上等）
- 職員の変更・体制遷移に応じた非常時連絡網及び計画の適時更新

■ 障害児通所支援等における安全計画と送迎管理

- 安全計画の策定・周知・点検、非常時対応マニュアルの整備（定期見直し）
- 送迎用バス等への置き去り防止安全装置装備義務の遵守・稼働するかの点検の徹底
- 乗降時の人数確認・点検・記録のダブルチェック及びヒヤリハット共有

【実効性の確保】BCPに係る研修・訓練及び送迎・施設の安全管理を定期的に実施し、非常時に機能する体制を維持してください。

虐待防止体制の確立と身体拘束適正化の徹底

■ 虐待防止体制の整備及び研修実施

- 虐待防止委員会の設置及び定期開催（年1回以上）
- 虐待防止責任者の配置及び全職員向け虐待防止研修の定期実施（年1回以上）
- セルフチェックリスト等を活用した早期発見・未然防止体制の構築

■ 身体拘束廃止・適正化の取組

- 身体拘束は原則禁止（緊急やむを得ない3要件［切迫性・非代替性・一時性］の厳格適用を組織として実施）
- 身体拘束適正化検討委員会の設置・定期開催（年1回以上）、指針の整備、研修の定期実施（年1回以上）

⚠ **【人権擁護・体制整備】虐待防止及び身体拘束適正化の取組（委員会開催・指針・研修・責任者の配置）は必須義務です。未実施減算が適用されないよう点検してください。**

令和9年度　障害福祉サービス等の報酬改定について

■ 最新動向の情報収集、速やかな体制整備

- 国の動向や、制度の見直しの情報を厚生労働省ホームページなどでいち早く把握
- 新しい基準や要件が発表された場合、対応できる体制の整備や人員を確保

📝 **各事業者において、今から計画的な情報収集と体制整備を行えるようご準備ください。**

まとめ

受講確認アンケートの提出及びお問合せ窓口

■【重要】受講確認アンケートの提出

- 本集団指導資料の閲覧後、必ず以下の期日までにアンケートを提出してください。
- **提出期日：令和8年12月16日（水）まで**
- **提出方法：枚方市ホームページ回答フォームより入力**

※未提出の場合、未受講として運営指導等の対象となる場合があります。

■【お問合せ窓口】

- **枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課（障害福祉事業者係）**
- 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
- **電話：072-841-1467（直通）**
- **FAX：072-841-1322**
- ご不明な点や体制届出に関するご相談は、福祉指導監査課までお問合せください。

✉ **【提出厳守】令和8年12月16日（水）までに受講確認アンケートの回答手続きを行ってください。**